

Section

個人情報保護法

01	個人情報保護法は、いわゆる基本法的な部分と民間部門を規制する一般法としての部分から成り立っている。	○
02	個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを、その目的としている。	○
03	個人情報保護法において基本理念に掲げる規定は、地方公共団体の行政機関に対しても適用される。	○
04	個人情報保護法は、原則として生存者の個人情報を守るものであるが、死者の情報であっても、それが、同時にその遺族の個人情報でもある場合には、個人情報に含まれるものと解している。	○
05	個人情報保護法にいう「個人情報」は、生存する個人に関する情報であれば、日本国民のみならず外国人の個人情報も含まれる。	○
06	個人情報保護法では、前科情報は公共の利益にかかわるものであるから、個人情報には含まれないと解されている。	× 前科情報は個人情報に含まれる。
07	個人情報保護法は、インターネットの有用性と危険性にかんがみて、コンピュータ処理された個人情報のみを規律の対象としている。	× 個人情報データベース等を構成する個人情報はコンピュータ処理されたものに限られない。
08	個人データのうち、1か月以内に消去する予定の個人情報(更新するものは除く。)は、「保有個人データ」には該当しない。	○
09	個人情報保護法は、中小規模の事業者に配慮して、一定の数を超える従業者を有する事業者のみを規律の対象としている。	× 従来、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者については、個人情報保護法の適用除外とされていた。しかし、2015年の同法改正により、この規定は撤廃された。

◆ 個人情報保護法の目的・定義

目的	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	
定義	個人情報	生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの ※ 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。 ② 個人識別符号が含まれるもの
	個人識別符号	次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。 ① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの ② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
	要配慮個人情報	本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
	個人情報データベース等	個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く）をいう。 ① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ② その他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの）
	個人情報取扱事業者	個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。 ※ ただし、次に掲げる者を除く。 ① 国の機関 ② 地方公共団体 ③ 独立行政法人等 ④ 地方独立行政法人
	個人データ	個人情報データベース等を構成する個人情報
	保有個人データ	個人情報取扱事業者が、開示等を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内（6か月）に消去することとなるもの以外のもの
	本人	個人情報によって識別される特定の個人

※ その他、「匿名加工情報」、「匿名加工情報取扱事業者」の定義も要注意。

01	個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならないが、小売業においては「お客様のサービス向上のため」といった程度のものであれば、利用目的をできる限り特定したことになる。	× 業種の明示のみや、単に「事業活動」や「お客様サービスの向上」という抽象的な定め方では不十分である。(個人情報保護法ガイドライン(通則編))
02	個人情報取扱事業者は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内であれば、あらかじめ本人の同意を得ることなく、利用目的の変更をすることができる。	○
03	個人情報取扱事業者が利用目的を変更し、その変更が変更前の利用目的と合理的な関連性がある場合、本人に対して通知や公表をする必要はない。	× 利用目的を変更した場合は、本人に対して通知・公表をしなければならない。(個人情報保護法18条3項)
04	個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する際に本人に利用目的を通知・公表しなければならないが、個人情報を第三者から間接取得した場合には、その必要はない。	× 個人情報取扱事業者が個人情報を取得するときは、直接取得・間接取得にかかわらず、本人に利用目的を通知・公表しなければならない。
05	個人情報保護法は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義し、これについて、個人情報取扱事業者は、原則としてあらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない旨を定めている。	○ 2条3項、17条2項。 これは、2015年の個人情報保護法改正により新たに設けられた規定である。

◆ 個人情報に関する個人情報取扱事業者の義務

利用目的の特定	<p>① 個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的をできる限り特定しなければならず、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>※ 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>② 原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p>
適正な取得	<p>偽りその他不正の手段により、個人情報を取得してはならない。</p> <p>原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p>
取得に際しての利用目的の通知等	<p>① 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>② 原則として、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p>

01	個人情報取扱事業者は、全ての個人データを正確かつ最新の内容に保たなければならない。	× 個人情報保護法の規定は努力義務であり、その範囲も「利用目的の達成に必要な範囲内」となっている。
02	個人情報取扱事業者は、児童虐待を受けたと思われる児童に関する情報を福祉事務所等に連絡する場合、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。	○
03	個人情報取扱事業者は、医療の安全性向上のために医療事故について国に情報提供する場合、あらかじめ本人の同意を得なければならない。	× 本肢の場合は、個人情報保護法23条1項3号に該当する。
04	安全管理措置義務の対象には、検索性・体系性を有しない「個人情報」は含まれない。	○
05	個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるときに、安全管理が図られるように監督を行わなければならないが、ここでいう「従業者」にはアルバイト社員やパート社員は含まれない。	× 個人情報保護法21条にある「従業者」にはアルバイト社員・パート社員も含まれる。
06	個人情報取扱事業者が予め本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することができる例外的な仕組みがあるが、これについては、一定の要件の下で本人が拒否していない限り第三者提供をすることができるという、いわゆるオプト・イン方式となっている。	× 本肢の説明は「オプト・アウト」方式のことである。

◆ 個人データに関する個人情報取扱事業者の義務

データ内容の正確性の確保	利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに利用する必要がなくなったときは当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。
安全管理措置	取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
従業者・委託先の監督	個人データの安全管理が図られるよう、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
第三者提供の制限	原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 ※ 次に掲げる場合を除く。 一 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

<「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」「要配慮個人情報」の関係>

